

随意契約の結果

【令和4年3月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 ハービスセント	契約担当役 西日本支社長 田中 伸和 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和4年3月31日	阪急阪神ビルマネジメント(株) 大阪府大阪市北区芝田1-1-4	8120001098931	非公表	非公表	-	当該契約は、募集販売業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を募集販売センター事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-			予定価格・契約金額	
令和4年度中国まづくり支援事務所賃貸借契約(9階分)	分任契約担当役 西日本支社 中国まづくり支援事務所長 笠松俊宏 広島県広島市東区若草町12-1	令和4年3月11日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋2-4-12	1010001065445	非公表	非公表	-	当該契約は、中国地方における都市再生事業及びコーディネート業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-			予定価格・契約金額	
現地案内所ITツール初期導入費	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 佐々木 真 大阪府大阪市北区梅田2-2-22	令和4年3月30日	(株)アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島3-2-4	8120001060288	5,082,280円	5,082,280円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案と認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
現地案内所ITツールシステム開発費	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 佐々木 真 大阪府大阪市北区梅田2-2-22	令和4年3月28日	(株)アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島3-2-4	8120001060288	8,972,700円	8,972,700円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案と認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
511令和4年度URアンパサダー運営業務	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 佐々木 真 大阪府大阪市北区梅田2-2-22	令和4年3月31日	(株)アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島3-2-4	8120001060288	4,201,444円	4,065,600円	96.8%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案と認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
洛西センタービル賃料及び共益費	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 坂野 友義 京都府京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66	令和4年3月11日	京都市住宅供給公社 京都府京都市上京区中町通丸太町下る駒之町551-10	5130005004796	非公表	非公表	-	当該契約は、募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約であり、立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。 -当該募集案内業務は現在も継続中であり、引き続き当該物件を現地案内所として使用することが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-			予定価格・契約金額	
UR賃貸ショップ梅田に係る事務所賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-22	令和4年3月1日	阪急電鉄(株) 大阪府大阪市北区芝田1-1-4	8120001098931	非公表	非公表	-	当該契約は募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。当該業務を現在も継続中であり、引き続き当該物件を営業センター事務所として賃貸することが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-			予定価格・契約金額	
URなんば営業センター 広告掲出料(天吊看板 なんばウォーク)	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-22	令和4年3月1日	近鉄不動産(株) 大阪府大阪市天王寺区上本町6-5-13	6120001101143	非公表	非公表	-	本業務は賃貸住宅募集等業務を実施しているURなんば営業センターへ来店者を誘導するために看板を掲出するものである。当該センターの最寄り駅からのアプローチするなんばウォークに看板を掲出することは、当該センターへの誘導効果が極めて高いと判断した。当該看板掲出枠は当該業者のみが保有しているため、会計規程51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-			予定価格・契約金額	